

# 南関町建築物等木材利用促進基本方針

平成 24 年 4 月 10 日制定

令和 5 年 3 月 6 日改定

# 南関町建築物等木材利用促進基本方針

## はじめに

木材の利用の促進を図ることについては、南関町（以下「町」という。）が目指す「資源の大切さ、みどりの財産づくり」の形成に寄与するものである。地産地消を進めながら林業の発展を目指すことで、町民共有の財産としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことになる。

町では、「玉名地域木材需要拡大対策協議会」の会員として、県や玉名地域の森林・林業・木材産業団体と連携をとりつつ、町内教育関連施設等の木造化などを積極的に取り組んできた。

このような中、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「旧法」という。）が施行されたことから、熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針（平成 23 年 2 月 23 日策定）に即して、町が直接又は町内各種団体への補助等により実施する公共建築物等の工事において木材の利用を一層促進し、この取組を町内の民間事業者、さらには町民まで普及させることを目的として、旧法第 9 条に基づき、「南関町公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を定めたものである。

また、令和 3 年 10 月に法が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改正されたことに伴い策定された、熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和 4 年 1 月 4 日施行）に即して、南関町建築物等木材利用促進基本方針に改正し、町内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項等を定めるものである。

- ・公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- ・公共施設：公共性の高い建築物及びその付帯施設
- ・公共工事：地方自治体を実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備  
治山・林道、その他の土木工事

## 第 1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第 13 条の規定により、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施行に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努める。

また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努める。

## 2 住宅における木材の利用の促進

町は、法第 14 条の規定により、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

## 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条の規定による建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

## 第 2 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

### 1 木材の利用を推進すべき公共施設及び公共工事

#### (1) 公共施設の対象

広く町民の利用に供される学校教育施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等の公共性の高い建築物及びその付帯施設とする。

#### (2) 公共工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む。）とする。

### 2 公共施設及び公共工事における木材の利用の目標

#### (1) 公共施設

ア 低層（3階建て以下をいう。）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を促進する。

(2) 公共工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

(3) その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房機器又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。

イ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

### 第 3 建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

公共建築物等の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として、国が定める木造計画、設計基準（平成 29 年改訂国土交通省）やくまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（平成 30 年発行熊本県）を活用し整備する。

2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

3 公共建築物等の整備等に関して考慮すべき事項

(1) 木材の利用にあたり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。

(2) 建設コストのみならず、維持管理及び解体・排気等も含めたライフサイクルコストの縮減を図る。

(3) 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、CLT（直交集成版）等）の活用を努める。

(4) 建築基準法（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。

(5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年省令第 15 号）に定められた木造建築物の耐用年数は、非木造建築物に比較し短いことから木造の建築

物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

- (6) 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

附 則（平成 24 年 4 月 10 日）

この方針は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日）

この方針は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。